



2022年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 Z ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)  
川 邊 健 太 郎  
(コード：4689 東証プライム)  
問 い 合 せ 先 専務執行役員 GCFO (最高財務責任者)  
坂 上 亮 介  
(電話：03-6779-4900)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条及び当社定款第25条（取締役会の決議に替わる書面決議）に基づき、下記のとおり、新株式の発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2022年9月30日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,941,350株
(3) 発行 価 額	1株につき 484.1円
(4) 発行 総 額	939,807,535円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 3名 480,000株 当社子会社取締役並びに当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の従業員 151名 1,461,350株
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

#### 2. 発行の目的及び理由

当社は、2017年5月19日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下、「付与対象取締役」といいます。）及び当社の従業員を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみならずの一層の価値共有を進めることを目的として、報酬制度「譲渡制限付株式報酬制度」の導入を決議いたしました。そして、2020年5月18日開催の取締役会において、付与対象取締役及び当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度と同様に、当社子会社の取締役及び従業員（以下、付与対象取締役及び当社従業員とあわせて「付与対象取締役等」と総称します。）についても同様の制度（これらを総称して「本制度」といいます。）を導入することとしました。また、当社は、2017年6月20日開催の第22回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下、「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、付与対象取締役に対して、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の譲渡制限付株式報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいています。

今回の本制度に基づく本新株発行においては、本制度の目的、当社の業績、各付与対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社グループの2023年3月期（2022年4月1日～2023年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として、金銭報酬債権又は金銭債権を合計939,807,535円、当社の普通株式を合計1,941,350株、付与することといたしました（以下、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式を「本株式」といいます。）。

また、譲渡制限期間については、本制度に基づき、3年間といたしました。

なお、本株式は、割当予定先である当社子会社取締役並びに当社及び当社子会社の従業員151名に対しては、その引き受けを希望する者に対してのみ発行されることとなり、本新株発行においては、本株式を引き受ける当該取締役及び従業員に対して、現物出資するための金銭報酬債権又は金銭債権が当社グループから支給されますので、本新株発行により従業員の賃金が減額されることはありません。

なお、当社は、2022年5月17日開催の取締役会及び同年6月17日開催の第27回定時株主総会において、本制度に代替する新たな当社業務執行取締役に対する報酬等として、(i)信託を用いた譲渡制限付株式報酬ユニット（RSU）としての株式報酬制度及び(ii)ストックオプションとしての新株予約権プランを導入しており、本制度に関する報酬枠については、2023年3月期をもって廃止することとしております（したがって、本制度に基づく譲渡制限付株式の発行は、今回が最後となります。）。上記(i)及び(ii)の詳細につきましては、本日公表の「役員に対する株式報酬制度及び株式交付制度（RSUプラン）の導入に関するお知らせ」、「役員向け株式報酬制度及び株式交付制度の導入に伴う第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」及び「ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」をそれぞれご参照ください。

### 3. 割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間 2022年9月30日～2025年10月1日

ただし、付与対象取締役等が、譲渡制限期間満了の3ヶ月前までに、病気療養、産休・育休、留学その他正当な理由により譲渡制限期間の延長を申請し、当社が承認した場合には、譲渡制限期間を1年間延長することができます。この場合、当該延長後の期間を譲渡制限期間とみなし、当該割当契約の規定が適用されます。

#### (2) 譲渡制限の解除条件

付与対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社グループにおいて、取締役、執行役、執行役員又は使用人（付与対象取締役等が当社グループ以外の会社、法人その他の団体に出向又は転籍した場合には、当該出向又は転籍先の取締役、執行役、執行役員又は使用人その他の役職員を含みます。以下、下記(3)において同じです。）のいずれかの地位にあったことをもって、譲渡制限期間満了時に本株式の全部について、譲渡制限を解除します。

#### (3) 譲渡制限期間満了前に、付与対象取締役等が任期満了、定年、会社都合による退職その他の正当な理由又は死亡により上記(2)に記載の地位を退任又は退職（以下、「退任等」といいます。）した場合の取り扱い

##### ① 譲渡制限の解除時期

付与対象取締役等が、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了（ただし任期満了による退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合を除きます。）、定年、会社都合による退職、その他の正当な理由又は死亡により退任等した場合には、払込期日から当該退任等までの期間を譲渡制限期間とみなし、当該退

任等の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。

② 譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任等の直後の時点において付与対象取締役等（ただし、付与対象取締役等が死亡により退任等した場合は付与対象取締役等の相続人）が保有する本株式の全部について譲渡制限を解除します。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得します。また、付与対象取締役等が譲渡制限期間中に自己都合により退任等した場合など、一定の事由に該当した場合には、付与対象取締役等が当該事由に該当した時点をもって、本株式の全部（当社の従業員の場合は全部又は一部とし、在籍期間等を勘案して譲渡制限付株式割当契約に基づき決定します。）を当然に無償で取得します。

なお、加えて、当社は、重大な不正会計や巨額損失が発生した場合には、当社が付与対象取締役に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知が到達した時点をもって、取締役毎の責任に応じ、本株式の全部又は一部を当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象取締役等が野村証券(株)に開設する専用口座で管理されます。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象取締役等が保有する本株式の口座の管理に関連して野村証券(株)との間において契約を締結します。また、付与対象取締役等は、当該口座の管理の内容について同意するものとします。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において付与対象取締役等が保有する本株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

付与対象取締役等に対する本新株発行は、本制度に基づく当社グループの2023年3月期（2022年4月1日～2023年3月31日）の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額については恣意性を排除した価額とするため、2022年8月2日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である484.1円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であることから合理的でかつ特に有利な価額には該当しないものと考えています。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株発行は、その一部について、割当を受ける付与対象取締役等のうち1名が当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社及びソフトバンク株式会社の取締役を兼務しているため、支配株主との取引等に該当します。

そこで、当社は、2022年6月24日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を、以下のように定めており、本新株発行は、当該方針に則って決定されております。

「当社の親会社はソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)、ソフトバンク(株)およびAホールディングス(株)です。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定め、公正かつ適正な取引の維持に努めています。また、親会社との一定の取引・行為については、ガバナンス委員会での審議を必須としています。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株発行は、法令及び諸規則等で定められた規定ならびに手続きに従って行っております。また、本新株発行の払込金額は取締役会決議日の前日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な払込金額に該当せず、譲渡制限付株式報酬として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではなく適正なものであります。加えて、利益相反を回避するため、自らが付与対象となっている取締役は、当該取締役への付与についての取締役会の決議には参加していません。

(3) 当該取引等にかかる決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本新株発行の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会において審議の上、本日付で取締役会決議を行っております。本新株発行にあたっては、代表取締役社長Co-CEO川邊氏の指示に基づき執行役員今村氏より、支配株主と利害関係のないガバナンス委員会（独立役員である社外取締役の國廣正氏、臼見好生氏、蓮見麻衣子氏及び鳩山玲人氏を構成員としております。）に対して、少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を述べることについて、諮問を行っております。ガバナンス委員会は、かかる諮問事項の審議にあたって、執行役員今村氏より、「公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」を講じていること、及び付与対象取締役等に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とするもので、その内容及び条件は妥当である旨の説明を受けております。そこで、ガバナンス委員会は、本新株発行の目的、発行ないし割当対象者の決定に至る経緯、本株式の発行条件の公正性について譲渡制限付株式として適切であるか否かという観点から検討を行った結果、本新株発行は、当社の指名報酬委員会において検討するというプロセスを経ており、また、当社の指名報酬委員会は、本新株発行には、当社の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとしての機能があることや、株式の払込金額は取締役会決議日の前日の終値であることに鑑みて、割当対象者に特に有利な払込金額に該当せず、当社が本新株発行に関して本日提出した有価証券届出書に記載のとおり、新株式の発行として、一般的な内容及び条件から逸脱するものではないことから、適正なものであると判断しており、かつ、全員が指名報酬委員会の委員を兼務するガバナンス委員会としても同様に判断しており、また、「公正性を担保する措置及び利益相反回避措置」も講じられた上で本新株発行についての意思決定がなされることから、本新株発行にかかる決定は少数株主にとって不利益なものではないとの判断に至ったとのことです。したがって、当社は、ガバナンス委員会より、そ

の旨の意見が記載された意見書を2022年8月2日付けで得ています。

以 上